

公立鳥取環境大学及び公立鳥取環境大学大学院聴講生規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第82号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則（以下「学則」という。）第57条及び公立鳥取環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第36条の規定に基づき、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）及び公立鳥取環境大学大学院（以下「本大学院」という。）の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 聴講生として本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 聴講生として本大学院に入学できる者は、大学院学則第19条各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 聴講生を志願する者は、学期の始めの1か月前までに、次の各号の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 聴講生入学願（様式第1号）

(2) 履歴書

(3) その他必要と認める事項

(入学者の選考)

第4条 前条の志願者に対しては、当該科目担当教員が選考し、学長が入学を承認する。

(入学手続及び入学許可)

第5条 前条の規定により入学を承認された者は、所定の期日までに誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可し、入学許可書（様式第3号）を交付する。

(聴講期間)

第6条 聴講期間は、1学年又は1学期とする。

(聴講期間の更新)

第 7 条 第 1 学期で入学を許可された聴講生が引き続き第 2 学期において聴講を志願するときは、前条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続きは、第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定を準用する。ただし、第 3 条第 3 号の書類は提出を要しない。

(授業料等)

第 8 条 聴講生は、在学予定期間に応じて、第 1 学期及び第 2 学期に区分し、聴講を許可された当該学期の単位数に別に定める授業料を乗じて得た額を当該学期における当初の月に納付しなければならない。

2 実験・実習等に要する特別の費用は、必要に応じて聴講生の負担とする。

(授業料等の還付)

第 9 条 既納の授業料等は、還付しない。

(聴講の中止)

第 10 条 学長は、本学の規則に違反した者又は病気その他の理由により聴講生として不適当と認められる者に対しては、授業科目の聴講の中止を命ずることができる。

(規程の準用)

第 11 条 聴講生については、この規程に定めるもののほか、学則及び大学院学則その他学生に関する規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年規程第 32 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第2号(第5条関係)

誓 約 書

平成 年 月 日

公立鳥取環境大学学長 様

聴 講 生

住 所

氏 名

印

貴学に入学の上は、学則、大学院学則及び諸規程を守りその構成員としての責務を履行することを誓います。

様式第3号(第5条関係)

入 学 許 可 書

氏 名

昭和 年 月 日生

上記の者は、公立鳥取環境大学(大学院)聴講生として下記のとおり聴講することを許可します。

記

授 業 科 目 名

授 業 科 目 名 退